

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律施行令案 新旧対照条文

目次

○ 国立大学法人法施行令（平成十五年政令第四百七十八号）（抄）（附則第二項関係） 1

○ 総合法律支援法施行令（平成十八年政令第二十四号）（抄）（附則第三項関係） 3

改正案

現行

<p>第二十三条（略）</p> <p>2 次の表の上欄に掲げる法令の規定については、国立大学法人等を 同表の下欄に掲げる独立行政法人とみなして、これらの規定を準用 する。</p>	<p>第二十三条（略）</p> <p>2 次の表の上欄に掲げる法令の規定については、国立大学法人等を 同表の下欄に掲げる独立行政法人とみなして、これらの規定を準用 する。</p>
<p>（略）</p> <p>国等における温室効果ガス等の排出の削減に 配慮した契約の推進に関する法律（平成十九 年法律第五十六号）第一条、第二条第二項及 び第三項、第三条、第五条第一項及び第二項 、同条第四項及び第五項（これらの規定を同 条第七項において準用する場合を含む。）、 第六条、第八条から第十条まで、第十二条並 びに第十三条並びに附則第三項及び第四項</p>	<p>（略）</p> <p>国等における温室効果ガス等の排出の削減に 配慮した契約の推進に関する法律（平成十九 年法律第五十六号）第一条、第二条第二項及 び第三項、第三条、第五条第一項及び第二項 、同条第四項及び第五項（これらの規定を同 条第七項において準用する場合を含む。）、 第六条、第八条から第十条まで、第十二条並 びに第十三条並びに附則第三項及び第四項</p>
<p>（略）</p> <p>国等による障害者就労施設等からの物品等の 調達の推進等に関する法律（平成二十四年法 律第五十号）第一条、第二条第五項、第三条 、第五条第一項及び第二項、同条第三項（同 条第五項において準用する場合を含む。）、 第六条第一項、第三項及び第四項、第七条、 第八条並びに第十条</p>	<p>（略）</p> <p>（新設）</p>
<p>同条の政令で定める</p>	<p>同条の政令で定める</p>

3
(略)

に関する特別措置法（平成二十四年法律第九十二号）第六条
独立行政法人

3
(略)

に関する特別措置法（平成二十四年法律第九十二号）第六条
独立行政法人

改正案	現行
<p>（他の法律の準用等） 第十九条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 次の各号に掲げる法律の規定については、支援センターを当該各号に定める独立行政法人とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一 三（略）</p> <p>四 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成二十四年法律第五十号）第一条、第二条第五項、第三条、第五条第一項及び第二項、同条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）、第六条第一項、第三項及び第四項、第七条、第八条並びに第十条、同法第二条第五項の政令で定める独立行政法人</p> <p>五 母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法（平成二十四年法律第九十二号）第六条 同条の政令で定める独立行政法人</p>	<p>（他の法律の準用等） 第十九条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 次の各号に掲げる法律の規定については、支援センターを当該各号に定める独立行政法人とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一 三（略）</p> <p>（新設）</p> <p>四 母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法（平成二十四年法律第九十二号）第六条 同条の政令で定める独立行政法人</p>